

さんようおのだ男女共同参画プラン

平成30年度実績報告及び令和元年度実施計画



基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ポイント	
I 男女が共に活躍できる地域社会づくり	1 男女が自立して支え合う家庭づくり	(1)	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【※】	人事課	特定事業主行動計画に基づき、職場環境を整備 「仕事と生活の調和」の啓発促進	特定事業主行動計画に基づき、職場環境を整備	C	計画の周知と職場環境の整備が不十分	特定事業主行動計画の推進	計画の推進	31	
				市民生活課	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章の呼びかけ	講演会・ホームページにて啓発	B	講演会での呼びかけ、ホームページに関連サイトを掲載した。	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章の呼びかけ	随時	31	
				人事課	特定事業主行動計画に基づき、職場環境を整備 該当職員へ個別に啓発	特定事業主行動計画に基づき、職場環境を整備 男性の育児休業者 0名	D	育児休業取得者0人であり環境整備、周知が不十分	特定事業主行動計画の推進/男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備	男性の育児休業取得者10%	31	
				人事課	該当職員へ個別に啓発	該当職員へ個別に啓発	D	該当職員への周知が不十分	男性の家事・育児・介護等への参画啓発	周知の徹底	31	
				子育て支援課	育児・介護休業制度の普及・啓発(再掲 I-1-(3))	・市HPに「子育て情報」を掲載 ・広報1日号に「子育て情報ナビ」を掲載 ・子ども・子育ての協議会の開催	・市HPに「子育て情報」を掲載(随時更新) ・広報毎月1日号に「子育て情報ナビ」を掲載 ・子ども・子育て協議会 1回	A	積極的な情報発信により、必要な情報提供を実施した。	男性の家事・育児・介護等への参画啓発	・市HPに「子育て情報」を掲載(随時更新) ・広報毎月1日号に「子育て情報ナビ」を掲載	31
				商工労働課	男性の家事・育児・介護等への参画の啓発	国・県からの啓発資料の設置(庁内、出先機関、商工会議所)	B	商工会議所等関係機関との連携強化、企業訪問強化により、一層の周知に努めていく必要がある。	男性の家事・育児・介護等への参画啓発	継続	31	
				高齢福祉課	高齢化に伴い、認知症高齢者数は増加することが見込まれており、より多くの市民に対する普及啓発を行っていく。	認知症サポーター養成講座の実施(市内小中学校) 8回(地域及び職域) 12回	A	認知症サポーターが946名誕生した。	男性の家事・育児・介護等への参画啓発	継続	31	
				商工労働課	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法令の周知徹底(再掲 I-3-(1)(2)、Ⅲ-10-(1))	関係法令の周知	国・県からの啓発資料の設置(庁内、出先機関、商工会議所)	A	今後も商工会議所等関係機関との連携強化、企業訪問強化により、一層の周知に努めていく必要がある。	関係法令の周知	継続	31
				商工労働課	就業・再就職対策の充実促進(再掲 I-3-(2)、Ⅲ-10-(1))	地域就職相談室の利用促進、資格や技能取得に関する情報提供	・地域就職相談室、再就職支援窓口の開設 ・資格や技能取得情報の提供	B	地域職業相談室の利用促進を図るとともに、資格や技能取得に関する情報提供に努める必要がある。	地域就職相談室の利用促進、資格や技能取得に関する情報提供	継続	31

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ポイント	
I 男女が共に活躍できる地域社会づくり	1 男女が自立して支え合う家庭づくり	(2)	子どもを育てやすい環境づくりと介護支援の充実【※】	子育て支援課	子育てを社会全体で支援するための意識啓発の推進	子ども・子育ての協議会の開催	子ども・子育て協議会 1回	A	必要な回数の協議会を開催し、協議会開催の目的を達成した。	子ども・子育て支援事業計画の着実な推進	子ども・子育て協議会の開催5回	32
				健康増進課		パパママを対象にしたマタニティスクールの開催	・マタニティスクール: 10回 167人	A	計画通り実施できた	パパママを対象にしたマタニティスクールの開催/乳幼児のふれあい体験の実施	マタニティスクール12回	32
				中央図書館		マタニティブックスタート事業実施	配布数 373冊	A	母子健康手帳交付時にわたすことからほぼ100%	マタニティブックスタート事業の実施	継続	32
				子育て支援課	子育てを地域から推進するための体制整備	地域組織活動に対する補助金交付 ファミリーサポートセンター事業の拠点をスマイルキッズに移し、事業の充実を図る	・地域活動組織 8組織 ・ファミリーサポートセンター 1箇所 会員数357人(うち依頼会員286人 提供会員42人 両方会員29人) 利用件数 610件	B	地域組織活動に対する適切な補助金交付を行った。 ファミリーサポートセンターの運営については、提供会員の確保に苦慮している。	地域活動組織の育成支援/ファミリーサポートセンターの設置	・地域活動組織 8組織 ・ファミリーサポートセンターの会員数を増やす	32
				健康増進課	子育てについての相談支援体制の整備充実	・すくすく相談の実施 ・育児学級の実施 ・家庭訪問・相談の実施	・すくすく相談:24回 740人 ・育児学級:16回 175人	A	計画通り実施できた	すくすく相談の実施/育児学級の実施/家庭訪問/相談の実施/子育て世代包括支援センター・ココシエの設置	・すくすく相談:24回 ・育児学級:16回	33
				子育て支援課								
				子育て支援課	多様化する保育ニーズに対応した特別保育の充実	延長保育の実施 一時預かり事業の実施 障がい児保育の実施	・延長保育 12箇所 ・一時預かり事業 9箇所 ・障がい児保育 11箇所 26人	A	多様化する保育ニーズに適切に対応することができた。	延長保育の拡充/一時保育の拡充/障がい児保育の実施	・延長保育 12箇所 ・一時預かり事業 9箇所 ・医療的ケア児の受入 1名	33
				子育て支援課	病児保育の充実	2か所での病児保育事業の実施	病児保育実施 2箇所 延べ利用者数 小野田病児ケアハウス 98人 すながわ病児保育あしすと 1,177人	A	2か所での病児保育事業を実施し、必要なニーズに対応することができた。	病児保育の実施	病児保育実施 2箇所	33
				子育て支援課	放課後児童クラブの及び児童館事業の充実	待機児童が発生している小学校区において、民間事業所への委託を開始。今後も優先的な施設整備を検討する。 既存の児童館の適正管理	・児童クラブ 12ヶ所 ・定員496人 ・児童館 7ヶ所	C	待機児童が発生していた1クラブでクラスの増設が実現した。 全クラブでの6年生までの受入実現に課題が残る。	放課後児童クラブの充実/放課後子どもプランとの連携	・児童クラブ待機児童 減らす	33
				子育て支援課	子育て総合支援センターの充実、地域子育て支援センターの実施、保育所等の整備充実の支援	地域子育て支援センター事業の継続 子育て総合支援センター「スマイルキッズ」をオープンし、子育てコンシェルジュを2名体制で配置。	・地域子育て支援センター 5ヶ所 ・実施回数 週5回	A	民間保育所4か所地域子育て支援センターを実施し、加えてスマイルキッズでも同事業を開始した。	乳幼児と保護者が交流する場を提供	・地域子育て支援センター 5ヶ所 ・実施回数 週5回	33
				子育て支援課	保育料等負担軽減のための経済的支援の実施	多子世帯に対する保育料軽減の実施 保育料減免制度の適切な運用	・保育料の軽減施策実施(多子世帯:3子以上) ・保護者の急激な経済的変化等に対する減免措置 対象件数:0件	A	多子世帯に対して適切な保育料の軽減を実施した。	既存の軽減施策の継続実施	・保育料の軽減施策の適切な実施 ・減免措置を適切に実施	33
				高齢福祉課	家族介護者への支援	開催時期を2回程度設け、広報や関係機関へのPRを行う。	・家族介護交流事業 57人	B	家族介護交流事業は、昨年より若干参加者が減少した。今後も広報や関係機関へのPRを行う。寝たきり高齢者介護見舞金支給事業は、今後も対象者の把握に努める。	寝たきり高齢者介護見舞金支給事業の実施/家族介護支援事業の実施	継続	33
				健康増進課								

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ブック	
I 男女が共に活躍できる地域社会づくり	1 男女が自立して支え合う家庭づくり	(3)	男性の男女共同参画の推進【※】	市民生活課	男女共同参画に関する広報啓発活動(再掲Ⅱ-6-(1))	市広報・カレンダーによる啓発	市広報掲載:12回 カレンダー:1回	A	市広報へ「女と男の一行詩」を毎月掲載。「女と男の一行詩」を載せたカレンダー作成、販売した。	市広報・カレンダーによる啓発	市広報記事:12回 カレンダー:1回	34
				社会教育課	公民館講座の開催(再掲Ⅱ-7-(2))	家庭教育や男性料理教室等の講座の開催	142回 2,723人	A	男性料理教室は、ほとんどの公民館で取り組んでいる。	家庭教育や男性料理教室等男女平等を推進する講座を開催	継続	34
				人事課		特定事業主行動計画に基づき、職場環境を整備	特定事業主行動計画に基づき、職場環境を整備	C	計画の周知と職場環境の整備が不十分	特定事業主行動計画の推進/男性職員が育児休業等取得しやすい職場環境の整備	計画の推進	34
				人事課		該当職員へ個別に啓発	該当職員へ個別に啓発	D	該当職員への周知が不十分	男性の家事・育児・介護等への参画啓発	周知の徹底	34
				子育て支援課	育児・介護休業制度の普及・啓発(再掲Ⅰ-1-(1))	・市HPに「子育て情報」を掲載 ・広報1日号に「子育て情報ナビ」を掲載	・市HPに「子育て情報」を掲載(随時更新) ・広報毎月1日号に「子育て情報ナビ」を掲載	A	積極的な情報発信により、必要な情報提供を実施した。	男性の家事・育児・介護等への参画啓発	・市HPに「子育て情報」を掲載(随時更新) ・広報毎月1日号に「子育て情報ナビ」を掲載	34
				商工労働課	男性の家事・育児・介護等への参画の啓発	国・県からの啓発資料の設置(庁内、出先機関、商工会議所)	B	商工会議所等関係機関との連携強化、企業訪問強化により、一層の周知に努めていく必要がある。	男性の家事・育児・介護等への参画啓発	継続	34	
				高齢福祉課	高齢化に伴い、認知症高齢者数は増加することが見込まれており、より多くの市民に対する普及啓発を行なっていく。	認知症サポーター養成講座の実施(市内小中学校) 8回 (地域及び職域) 12回	A	認知症サポーターが946名誕生した。	男性の家事・育児・介護等への参画啓発	継続	34	
	2 過らゆる女性分野における参画の拡充・方針決定	(1)	【※】各種審議会等への女性の参画の促進	人事課	女性委員の参画状況の定期的な調査による目標の早期達成	原課から合議または相談があった場合、随時助言	原課から合議または相談があった場合、随時助言	B	合議、相談に対し、指導助言している	各種審議会等への女性委員登用の指導	女性委員の登用率30%	35
				市民生活課	市政への参加の促進	・「市政説明会」 ・「まちづくり懇談会」 ・「提言箱」設置 22箇所(市民館が耐震改修等工事により休館となったため1減。)	・「市政説明会」 2回 ・「まちづくり懇談会」 2回 ・「市政フォーラム」 11回 ・「みんなdeスマイルトーク」 4回 ・「提言箱」設置 22箇所(市民館が耐震改修等工事により休館中のため1減。) 要望・苦情等の総数147のうち、提言箱による投書数36通。	A	平成29年9月開始の「まちづくり懇談会」は、29年度の実績無から増加している。 新たに、全校区(植生と津布田は合同)の住民対象に「市政フォーラム」を、若者団体と「みんなdeスマイルトーク」を開催し、市政への提言の場を増やした。 提言箱は、一定の周知が図られている。	「まちづくり懇談会」の開催及び「提言箱」の設置等を通して市政への参加の機会の提供 「みんなdeスマイルトーク」は女性団体を対象に開催	継続	36
		企画政策課	市民意見公募(パブリックコメント)制度の活用による市政への参画機会の提供			実施(8回)	A	各種計画の策定に当たり、実施要綱に従って適切に運用されている。	市民意見公募(パブリックコメント)制度の活用による市政への参画機会の提供	継続	36	

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ポイント
I 男女が共に活躍できる地域社会づくり	2 あらゆる分野における政策・方針決定	(3) 市、企業等の意思決定過程への女性の参画の促進【※】	人事課	多様な研修による女性職員の能力開発の推進	山口県ひとづくり財団の実施する研修参加 ・階層別研修100名(うち女性51名) ・専門研修 148名(うち女性64名)	山口県ひとづくり財団の実施する研修参加 ・階層別研修 74名(うち女性39名) ・専門研修 132名(うち女性65名)	A	男女に関係なく研修に参加させている	男女の別に捉われない研修機会の平等な提供	研修機会の平等提供	37
			人事課	女性職員の職域拡大を図り、職務を幅広く経験できる人事配置の展開	役職への登用、女性職員未配置分野への女性職員の配置	一般行政職における女性職員の役職への登用の状況(H30.4.1現在数値) (女性人数・登用率)※相当職含む ・部長級 0人・0.0% ・部次長級 1人・9.1% ・課長級 4人・9.1% ・課長補佐級 9人・22.5% ・係長級 28人・33.3% ※一般行政職312人中 女性職員数95人 女性職員比率30.4%	B	女性の登用率は徐々に増加している	役職への登用、女性職員未配置分野への女性職員の配置	役職への登用率増加	37
			市民生活課	企業や民間団体における女性参画の要請	企業・民間団体等へ訪問し、女性参画への協力要請	企業・民間団体等へ訪問し、女性参画への協力要請	B	「女と男の一行詩」事業における企業訪問時、女性参画について要請した。	企業、民間団体等への女性の登用促進の啓発及び協力要請	継続	37
			商工労働課	企業や民間団体における女性参画の要請	女性の登用促進に関する情報提供・啓発・協力要請 結婚、出産等で離職し、再就職を希望する女性を対象に必要な知識、技能を習得する機会を提供する「子育て女性等就職応援事業」の実施	・協力要請 企業訪問時随時 ・就職フェアの開催(年2回) ・子育て女性等就職応援事業の実施(受講者:9名)	B	女性の登用促進に関する情報提供・啓発・協力要請に努めるとともに、再就職を希望する女性を対象に「子育て女性等就職応援事業」を実施 今後は、情報発信に努め、支援体制を強化していく必要がある。	企業、民間団体等への女性の登用促進の啓発及び協力要請	継続	37

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ポイント	
I 男女が共に活躍できる地域社会づくり	3 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備	(1)	【※】 待遇の確保等な雇用機会と	商工労働課	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法令の周知徹底(再掲I-1-(1)、I-3-(2)、Ⅲ-10-(1))	関係法令の周知	国・県からの啓発資料の設置(庁内、出先機関、商工会議所)	A	今後も商工会議所等関係機関との連携強化、企業訪問強化により、一層の周知に努めていく必要がある。	関係法令の周知	継続	38
				健康増進課	働く女性の妊娠・出産にかかる保護規定の啓発	妊娠届出時に説明	妊娠届出時に説明	A	計画通り実施できた	保健センター内へポスターの掲示/働く妊婦への「母性健康管理指導事項連絡カード」の説明	妊娠届け出時に説明:随時	38
		(2)	【※】 多様な働き方を可能にする	商工労働課	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底(再掲I-1-(1)、I-3-(1)、Ⅲ-10-(1))	関係法令の周知	国・県からの啓発資料の設置(庁内、出先機関、商工会議所)	A	今後も商工会議所等関係機関との連携強化、企業訪問強化により、一層の周知に努めていく必要がある。	関係法令の周知	継続	39
				商工労働課	就業・再就職対策の充実促進(再掲I-1-(1)、Ⅲ-10-(1))	地域就職相談室の利用促進、資格や技能取得に関する情報提供	・地域就職相談室、再就職支援窓口の開設 ・資格や技能取得情報の提供	B	地域職業相談室の利用促進を図るとともに、資格や技能取得に関する情報提供に努める必要がある。	地域就職相談室の利用促進、資格や技能取得に関する情報提供	継続	39
		(3)	【※】 【農林水産業・商工業等自営業における労働環境の整備】	農林水産課	農林水産業等自営業における女性の労働の適正評価の意識啓発	研修会等を活用した意見交換	1回	B	前年度どおりだったため。	研修会等を活用した意見交換	1回	40
				農林水産課	農漁業従事者に対する家族経営協定の普及	農漁業従事者に対する家族経営協定についての啓発活動	2回	A	家族協定の調印を1件行ったため。	農漁業従事者に対する家族経営協定についての啓発活動	2回	40
				農林水産課		JA等関係機関と連携し、技術や経営管理に関する講習会や県内施設の視察の実施	2回	B	前年度どおりだったため。	農協・県漁協各支店等と連携した技術・経営管理講習会等の開催	2回	40
				商工労働課	関係機関と連携して技術や経営管理講習の開催	雇用能力開発支援センターの利用促進、商工会議所等関係機関との連携による講習会等の開催支援	・職業訓練や技術・経営管理者講習を行う機関に雇用能力開発支援センターを貸し出し、講習等を開催 ・両商工会議所の中小企業相談所への支援を実施	B	雇用能力開発支援センターの利用促進、商工会議所等関係機関との連携による講習会等の開催支援を実施した。引き続きPRの強化など情報提供を行う必要がある。	雇用能力開発支援センターの利用促進、商工会議所等関係機関との連携による講習会等の開催支援	継続	40

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ブック	
I 男女が共に活躍できる地域社会づくり	4 男女共同参画による地域社会づくり	(1)	地域活動における男女共同参画の推進	市民生活課	地域活動団体等への情報提供・学習機会の充実	女性団体連絡協議会の構成団体への情報提供/ふるさとづくり協議会等への情報提供	随時 市民ふるさと塾実施4回(55名うち女性11名)	B	ふるさと塾への女性の参加も例年程度あり、男女それぞれの視点での意見交換・提案ができた。	女性団体連絡協議会の構成団体やふるさとづくり協議会等への情報提供	継続	41
				社会教育課		社会教育団体への情報・学習機会の提供	市男女共同参画講演会の参加依頼	A	社会教育団体への情報・学習機会の提供	継続	41	
				社会教育課	生涯学習ボランティアの人材養成・活用の促進	ボランティア活動に必要な情報の提供/生涯学習ボランティア活動の促進	公民館活動の教室、クラブ等により生涯学習ボランティアの育成を支援	A	ボランティア活動に必要な情報の提供/生涯学習ボランティア活動の促進	継続	41	
				市民生活課	ボランティア活動やNPO活動等への支援	市民活動支援センターの設置ホームページ等での情報提供	随時 ボランティアチャレンジデーへの参加者数:666人	B	前年に比べ多くの方がボランティアチャレンジに参加された。	市民活動団体の情報収集・ホームページでの情報提供/NPOネットワーク連絡協議会の開催/市民活動支援センターの機能の拡充	市民活動支援センターへの登録団体数:50	41
				市民生活課	地域活動団体の意思決定の場への女性の参画促進	地域活動団体の意思決定の場への女性の参画を促進	・市ふるさとづくり協議会理事77名: うち女性理事8名 ・市ふるさとづくり協議会3部会71人: うち女性部会長1名 ・自治会長 340名:うち女性26名	C	女性理事の数をもう少し増やす必要がある。	地域活動団体の意思決定の場への女性の参画を促進	継続	41
		(2)	推進分野における男女共同参画の	総務課	防災分野における女性の参画の促進	防災に関する方針決定の過程における女性の参画や防災士等の女性リーダーの育成を推進	6名(防災会議委員2名、山陽小野田市防災士名簿登録新規4名)	A	平成30年度山陽小野田市防災会議が開催され、防災に関する方針決定の過程に2名の女性リーダーの参画があった。本市において1名の女性が防災士の資格を取得した。	防災に関する方針決定の過程における女性の参画や防災士等の女性リーダーの育成を推進	3名	42
				総務課	被災現場における男女共同参画	物資の提供やプライバシー保護、役割分担など女性の声に耳を傾けながら女性のニーズに配慮した取組を推進	1回	A	「男と女のいきいき市民カレッジ」にて女性会員に対して行った防災に関する出前講座を通して意見交換を実施した。	物資の提供やプライバシー保護、役割分担など女性の声に耳を傾けながら女性のニーズに配慮した取組を推進	継続	42

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ブック	
I 男女が共に活躍できる地域社会づくり	5 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進	(1)	国際理解・国際交流の推進	市民生活課	国際理解のための学習機会の充実	・外国人のための日本語教室の開催 ・中国語教室の開催 ・世界の料理教室の開催	・年間通じ週1回 ・未実施 ・1回	C	会場の都合等もあり、外国語講座を開催することができなかった。	外国人のための日本語教室の開催/外国語教室の開催/世界の料理教室の開催	継続	43
				市民生活課	外国人への情報提供	関係機関からの各種情報の提供	・ホームページでの情報提供 ・市役所ロビーでのチラシの設置 ・日本語教室でのチラシの配布	B	窓口やホームページでの情報提供に努めた。	関係機関からの各種情報の提供	継続	43
				市民生活課		・モートンベイ市への中学生海外派遣事業の実施(生徒8名、引率者2名)	・1回 生徒8名	A	今年度から派遣生徒数を増やして取り組むことができた。	モートンベイ市への中学生海外派遣事業の実施	継続	43
				学校教育課	姉妹都市交流の推進	・小学校4校(高千帆・高泊・須恵・赤崎)とオーストラリアの姉妹校4校との児童作品等の交換交流 ・市事業姉妹都市への「中学生海外派遣事業」への協力と引率教員の派遣	・姉妹校との交換交流はなし ・姉妹都市への中学生海外派遣事業に全中学校から各1名参加、引率教員1名を派遣	B	・姉妹校との物的交換は、制作の時間の確保や、輸送費などから難しくなっている。 ・中学生の派遣事業は充実している。	・小学校4校(高千帆・高泊・須恵・赤崎)とオーストラリアの姉妹校4校との児童作品の交換交流	充実	43
				市民生活課	国際交流団体等への支援	ホストファミリーに対する助成	3件	B	国際交流協会が行う助成制度を利用し、ホームステイを通じた交流が図られている。	国際交流協会への助成(ホストファミリーに対する助成等)	継続	44
				市民生活課	民間交流の促進	・山陽小野田市国際交流協会補助金交付事業 ・在住外国人ふれあいバスツアーの開催	・0件 ・バスツアー1回41名	B	バスツアーへ多くの外国人が参加した。バスツアー以外の交流事業の開催を検討する必要がある。	文化・スポーツ・教育交流の助成/在住外国人ふれあいバスツアーの開催	継続	44
				市民生活課	国際規範・基準の浸透を図るための普及・啓発	国際規範・基準の啓発を行う	ホームページにて啓発	B	窓口へのチラシの設置やホームページでの啓発を行った。	国際規範・基準等の周知	継続	44

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ポイント	
II 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	6 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進	(1)	男女共同参画に関する市民意識の醸成	市民生活課	「男女共同参画に関する意識調査」の実施	市民に対するアンケートの実施	市民に対するアンケート: 1回	B	講演会開催時にアンケートを実施した。	市民に対するアンケートの実施	1回	46
				市民生活課	出前講座による啓発	出前講座や子ども市民教育推進事業による啓発	出前講座 1回	C	1事業所から出前講座の依頼があった。	出前講座による啓発	2回	46
				市民生活課	意識啓発のための講演会の開催等	・「女性の日」事業の開催 ・「女と男の一行詩」入賞作品展示	・「女性の日」事業: 1回 ・「女と男の一行詩」展示: 1回	A	「女性の日」事業で講演会を実施。約9割が講演内容に満足し、役に立つとアンケートで回答した。	・「男女共同参画の日」事業の開催 ・「女と男の一行詩」入賞作品展示	・「男女共同参画の日」事業: 1回 ・「女と男の一行詩」展示: 1回	46・47
				市民生活課	市広報等による啓発(再掲 I-1-(3))	市広報・カレンダーによる啓発	市広報掲載: 12回 カレンダー: 1回	A	市広報へ「女と男の一行詩」を毎月掲載。「女と男の一行詩」を載せたカレンダー作成、販売した。	市広報・カレンダーによる啓発 啓発物品の活用	市広報記事: 12回 カレンダー: 1回	47
				市民生活課	ホームページ等を活用した啓発活動の展開(再掲 I-1-(3))	市ホームページに男女共同参画に関する情報を掲載し、市民へ啓発	随時	A	男女共同参画審議会会議内容、女と男の一行詩募集などを掲載した。	市ホームページに男女共同参画に関する情報を掲載し、市民へ啓発	随時	47
				市民生活課	「女と男の一行詩」の公募・発行	第20回女と男の一行詩作品募集・冊子発行	第20回応募作品数: 2,581点	B	応募作品数は、前年度とほぼ同数であった。	第21回女と男の一行詩作品募集・冊子発行	3,000点	47
				市民生活課	男女共同参画に関する情報収集・提供(再掲 I-1-(3))	市広報記事掲載	随時	B	講演会などの開催について掲載した。	国・県・他市町からの情報誌、小冊子等による情報収集・提供	随時	47

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	プランニング	
Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	7 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	学校教育課	学習指導の充実(再掲Ⅲ-10-(5))	<ul style="list-style-type: none"> ・教科指導の充実と年間指導計画の明確化と充実 ・授業研究の実施 ・道德、学級活動における特設・参観授業の実施 ・人権教育啓発に係る作品募集(標語、詩、ポスター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県指針及び推進資料に展開例を全校実施 ・改善に向けた取組も必要 ・全校実施 (336作品) ・応募校が増えているが、取り組みには差がある 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・各校における取組は、チーム学校としてよく機能している。 ・応募作品の質も向上し、児童福祉週間標語で、本市中学生の作品が最優秀賞を受賞した。 	教育指導の充実と年間指導計画の明確化/道徳、学級活動における特設・参観授業の実施/人権教育啓発に係る作品募集(標語、詩、ポスター)	充実	48
				学校教育課	地域に根ざした学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の計画的な実施 ・コミュニティ・スクールの研修の充実 ・学校便り等各種通信の地域への発行 ・地域人材活用事業「心ときめき教室」の開催 ・学習支援ボランティアの募集と学習支援活動の推進 ・学校関係者評価の効果的推進と公表方法の充実 ・「こども市民教育事業」の拡大実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学校実施 ・全学校実施 ・全学校実施 ・全学校実施 ・全学校実施 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・全校において、その事業の意図がよく理解されており、充実した取組がなされている。 	学校運営協議会の実施/学校便り等各種通信の地域への発行/地域人材活用事業「心ときめき教室」の開催/学習支援ボランティアの募集と学習支援活動の推進/学校関係者評価の実施	継続	48
				学校教育課	保護者に対する男女平等の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育を題材とした参観授業及び研修会の開催 ・学校通信による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学校実施 ・全学校実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・全校において、人権に関わる授業参観や研修が行われている。 	人権教育を題材とした授業参観及び研修会の開催及び学校通信による啓発	継続	49
				学校教育課	教職員への意識啓発・研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修会の実施 ・人権教育推進講座への教職員の参加促進 ・県教育委員会等関係機関開催研修の参加促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学校実施 ・全学校実施 ・全学校実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・校長を対象とした人権教育研修会が悉皆で行われている。 ・校内研修会も実施されている。 	校内研修会の実施/人権講座への教職員の参加促進/県教育委員会等関係機関開催研修の参加促進	継続	49

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ポイント	
II 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	7 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(2)	男女教育の充実を推進する家庭	社会教育課	公民館講座の開催(再掲I-1-(3))	・家庭教育や男性料理教室等男女平等を推進する内容の講座を各公民館で開催	156回 2,684人	A	男性料理教室は、ほとんどの公民館で取り組んでいる。	家庭教育や男性料理教室等男女平等を推進する講座の開催	継続	50
				市民生活課	人権を考える集いの開催	・人権講座の開催 ・ヒューマンフェスタさんようおのこの開催	・人権講座:4回 ・ヒューマンフェスタ:1回	A	人権講座開催時のアンケートで8割強が人権問題について関心や理解が深まったと回答した。	・人権講座の開催 ・ヒューマンフェスタさんようおのこの開催	・人権講座:4回 ・ヒューマンフェスタ:1回	51
	(3)	男女共同参画を推進する社会教育の充実	社会教育課	公民館講座及び地域行事の開催	公民館の講座や地域での行事を通じた男女共同参画の推進	70回 25,390人	B	地域行事については、多数の公民館で取り組んでいる。男女共同参画をテーマとした講座を行っているところは少ないため、新たな位置づけが必要。	公民館の講座や地域での行事を通じた男女共同参画の推進	継続	51	
			教育総務課	学校施設の地域開放	開放率100%	開放率100%	A	市民に学校の体育館、運動場を開放することで市内全域に交流の場を確保することができた。	男女を問わず、日常のスポーツ活動を通じた交流の場を広く提供するため、学校の体育館、運動場を市民に開放	開放率100%	51	
			スポーツ振興課	体育施設の充実	運動する場の提供	18回	A		市民を対象に日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため運動する場の提供	20回	51	
			社会教育課	情報提供の充実	市広報、生涯学習情報誌等による学習機会の情報提供	・公民館情報のホームページ掲載 ・公民館だより発行 各校区内回覧	A	各公民館が公民館だより、HPの更新等で積極的に情報発信に努めている。	市広報、ホームページ等による学習機会の情報提供	継続	51	
			スポーツ振興課		スポーツをする・観る・支える情報の提供	31回	B	目標値に達していなかったため。	市広報、ホームページ等による学習機会の情報提供	32回	51	

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	プランニング	
Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	7 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(4)	女性のエンパワメントのための学習機会の充実・リーダーの養成	市民生活課	女性のエンパワメントのための学習機会や情報の提供	女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の学習機会などの情報を提供	随時	B	ホームページで講座の紹介、チラシを窓口に設置した。	女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の学習機会などの情報を提供	随時	52
				社会教育課		女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の学習機会などの情報を提供	女と男のいきいき市民カレッジ 6回 262名	A	市民カレッジについては、市広報やチラシで周知し、毎年女性会会員以外の方も参加されている。	女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の学習機会等の情報の提供	市民カレッジ 350名	52
				市民生活課	女性団体に対する支援	女性団体の育成、自主活動及び団体間の交流活動の支援	1団体、3回	A	会合や研修の事務を補助している。	女性団体の育成、自主的活動及び団体間の交流活動を支援	1団体、3回	52
				社会教育課		女性団体の育成、自主的活動及び団体間の交流活動を支援	・女と男のいきいき市民カレッジ 6回 262名 ・ビーチバレー1回 13チーム ・グランドゴルフ 136人	A	各事業について、女性団体と連携を取りながらとりくむことができた。	女性団体の育成、自主的活動及び団体間の交流活動を支援	市民カレッジ 350名	52
				社会教育課	組織づくりに対する支援	女性リーダーの養成や組織づくりに対する支援	女性教育リーダーセミナー 1回 90人	A		女性リーダーの養成や組織づくりに対する支援	リーダーセミナー 100人	52

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	プランニング	
Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	8 男女間における暴力の根絶	(1)	男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成	市民生活課	DVIに関する法制度の周知	市広報等によるDVIに関する法制度の周知	随時・市役所トイレに相談窓口カードを設置	B	窓口にチラシを設置し、市役所女性トイレに相談窓口の分かるカードを設置した。	市広報等によるDVIに関する法制度の周知	随時	54
				市民生活課	セクシュアル・ハラスメントの防止・相談体制の整備と啓発	相談0件	D	相談体制はあるが、セクシュアル・ハラスメントに関する相談は無かった。	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と相談体制の整備	継続	54	
				人事課	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	文書による啓発を実施予定	A	H31.12.3付けで職員向けに啓発文書配布	市職員に対する啓発	啓発文書の配布	54	
				商工労働課	防止対策等の情報提供・啓発	国・県からの啓発資料の設置(庁内、出先機関、商工会議所)	B	商工会議所等関係機関との連携強化、企業訪問強化により、一層の周知に努めていく必要がある。	企業等に対する情報提供・啓発	継続	54	
				市民生活課	男女間における暴力防止対策の推進					性犯罪・売買春・ストーカー行為等の防止啓発	継続	54
				市民生活課						防犯外灯の設置補助	継続	54

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	プラン	
Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	8 男女間における暴力の根絶	(2)	相談体制の充実及び被害者の保護	市民生活課	相談窓口・相談機関の周知	市広報等によるDVIに関する相談窓口・相談機関の周知	随時・市役所トイレに相談窓口カードを設置	B	窓口にチラシを設置し、市役所女性トイレに相談窓口の分かるカードを設置した。	市広報・パンフレット等による相談窓口・相談機関の周知	随時	56
				市民生活課		<ul style="list-style-type: none"> ・特設人権相談の開設 ・弁護士による法律相談(月1回・計12回) ・職員によるDV相談の実施 ・司法書士による法律相談(月1回・計12回) ・職員による一般相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・特設人権相談：30回 ・弁護士による法律相談(月1回・計12回)116組 ・司法書士による法律相談(月1回・計12回)98組 ・職員によるDV相談：43件 	B	市民から事前に相談があった場合に、法律相談の種別に応じた適切な案内をすることで、円滑な運営を行うよう努めている。	職員による一般相談及びDV相談の体制の充実強化/弁護士・司法書士による法律相談	継続	56
				学校教育課	相談体制の充実(一部再掲Ⅲ-10-(5))	<ul style="list-style-type: none"> ・各校への教育相談室の整備・拡充 ・スクールカウンセラーの配置(県の措置) ・市いじめ問題等対策推進体制整備事業によるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの緊急派遣の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学校設置 ・全小・中学校配置 ・緊急派遣要請にすべて対応実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・全校にSCが定期配置されている。 ・諸事情による緊急派遣にも対応できている。 	各校への教育相談室の整備・拡充/スクールカウンセラーの配置/派遣要請に応じたスクールソーシャルワーカーの派遣 グローイングハートプロジェクトの全校実施	充実	56
				市民生活課	被害者の安全確保	職員によるDV相談の実施	職員によるDV相談：43件	B	相談内容により関係する課と連携しながら実施している。	県、警察、庁内関係部署等と連携した職員によるDV相談の実施	継続	56
				市民生活課	被害者等に関わる情報管理の徹底							被害者等に関わる情報管理の徹底

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ポイント	
Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	8 男女間における暴力の根絶	(3)	被害者の自立に向けた支援	市民生活課	被害者の自立に向けた情報の提供	職員によるDV相談の実施	職員によるDV相談：43件	B	相談内容により関係する課と連携しながら実施している。	県や庁内関係部署と連携した自立のための情報提供	継続	57
				商工労働課	被害者の自立に向けた生活支援	ハローワークと連携した雇用情報の提供	雇用情報誌の設置及びHPでの周知	B	ハローワークと連携して、引き続き雇用情報等の提供に努めていく。	就業支援	継続	57
				社会福祉課						生活困窮者自立支援事業による生活困窮者の自立促進	随時対応	57
				障害福祉課						就業支援	随時対応	57
				学校教育課					就学支援 支援措置を含めた、家庭を見守る行政の関わり	充実	57	
				社会福祉課					生活保護制度による生活支援	随時対応	57	
				建築住宅課					市営住宅等住宅の確保に向けた支援	随時	57	
				国保年金課		DVに関連する国民健康保険加入についての相談	2件	B	所属内での共通認識及び他所属との情報共有をより深める必要がある。	国民健康保険、国民年金手続	被害者の状況に応じた支援を行う。	57
				子育て支援課					保育園、幼稚園、児童クラブ、関係機関等と連携し子どもに対する支援	各機関と連携して早い段階での情報収集に努める	58	
				健康増進課		随時相談の実施	相談件数2件	A	計画通り実施できた	保健師、医療機関、地域・学校関係が連携し、被害者等の心身の回復、精神的自立に向けた支援	電話、来所、訪問等で随時相談に乗る	58

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ブック
Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	8 男女間における暴力の根絶	(4) 配偶者等からの暴力防止対策推進体制の整備	市民生活課	関係部署、関係機関等との連携強化(一部再掲Ⅲ-10-(5))	・特設人権相談の開設 ・弁護士による法律相談(月1回・計12回) ・配偶者等暴力相談支援連絡協議会	特設人権相談：30回 ・弁護士による法律相談(月1回・計12回)116組 ・配偶者等暴力相談支援連絡協議会	A	定期的に相談を開設し、関係部署、関係機関等と情報交換及び連携している。	弁護士・司法書士による法律相談/人権擁護委員による相談/配偶者等暴力相談支援連絡協議会における情報交換及び相互連携	継続	59
			子育て支援課		家庭児童相談員2名体制による適切な相談対応	・専任相談員 2名 ・家庭児童相談件数 46件	A	家庭児童相談員を1名増員し、スマイルキッズで事業を行うことにより、	家庭児童相談業務との連携	・家庭児童相談件数 増やす	60
			子育て支援課		子育て支援ネットワーク協議会の開催	・代表者会議 1回 ・実務担当者会議 6回 ・ケース会議 随時 ・障がい児ケア会議 2回	A	予定どおりの協議会を開催した。ケース会議についても、必要な時期に適切に実施した。	要保護児童対策地域協議会「子育て支援ネットワーク協議会」を中心とした児童虐待や発達障がい児対策等の充実	・代表者会議 1回 ・実務担当者会議 6回 ・ケース会議 随時 ・障がい児ケア会議 2回	60
			学校教育課		・各校への教育相談室の整備・拡充 ・小・中学校生徒指導担当者会議及び研修会の実施 ・学校警察連絡協議会の開催 ・スクールカウンセラーの配置(県の措置) ・市いじめ問題等対策推進体制整備事業によるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの緊急派遣の実施	・全学校設置 ・年間4回実施 ・年間3回実施 ・全小・中学校配置 ・緊急派遣要請にすべて対応実施	A	全ての項目において、実施することができ、課題について対応をすることができた。	小・中学校生徒指導担当者会議の実施/山陽小野田市配偶者等暴力相談支援連絡協議会への参加	充実	60
			市民生活課		民間支援団体との連携				特定非営利活動法人山口女性サポートネットワークとの連携を図る	継続	60

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ブックレット	
Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	9 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進	(1)	生涯を通じた健康の保持増進対策の推進	高齢福祉課	介護予防、認知症予防の推進	多くの市民が参加できるよう積極的な普及啓発を行うとともに、市民が主体的に介護予防に取り組めるよう支援する。	・あたまの健康チェック受検者 271名 ・介護予防運動教室の参加者 延べ476名 ・住民運営通いの場 68箇所	B	高齢者が認知症予防に取り組むための事業を実施し、広く市民に参加を呼びかけた。今後もさらなる普及啓発の必要がある。	介護予防の推進/介護(予防)サービスの充実	継続	62
				健康増進課	健康づくりの推進	・健康診査・健康教育・健康相談(定例外) ・家庭訪問の実施	・健康診査:5件 ・健康教育:61回 1,875人 ・健康相談:21回 57人 ・家庭訪問:502件	B	健康教育は目標の半分以下、家庭訪問については、対象者の半分以上しか実施できなかった。	健康診査・健康教育・健康相談(定例外)の実施/家庭訪問の実施	・健康診査:17件 ・健康教育:60回 ・健康相談:随時 ・家庭訪問:随時	62
				健康増進課	在宅保健福祉サービスの充実	訪問健康診査の実施	・訪問健康診査:0件	A	訪問健康診査の実績はないが、希望者が受診可能な体制はできており、医療機関への周知もしている	訪問健康診査の実施	訪問健康診査:2件	62
				高齢福祉課	相談体制、情報提供体制の整備	相談件数の増加や多様なニーズに対応するため、地域包括支援センターの積極的な周知をおこなうとともに、地域の高齢者に対する実態把握を充実する。	・地域包括支援センター 1か所 サブセンター 5か所	B	高齢化に伴い、相談内容の増加やニーズの多様化に対応するため、さらなる地域包括支援センターの機能強化が必要。	地域包括支援センター運営事業・高齢者相談事業の実施	継続	62
				健康増進課		・定期健康相談の実施 ・随時相談(来所・電話)での対応 ・SOS健康・情報センターからの情報発信・受信	・定期健康相談:12回 102人 ・随時相談:来所 11件 電話 14件 ・SOS健康・情報センターからの情報発信・受信:21回	A	計画通り実施できた	定期健康相談の実施/随時相談(来所・電話)での対応/SOS健康・情報センターからの情報発信・受信	・定期健康相談:12回 ・随時相談:随時 ・SOS健康・情報センターからの情報発信・受信:30回	62
				健康増進課	「性と生殖に関する健康・権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識啓発	性に関する相談の実施	0件	E	性に関する相談実績がないため、相談窓口を周知していく必要がある	性に関する相談の実施	2件	62
				健康増進課	食育の推進	全ての市民が食に関心をもち、食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できるよう支援する。	・新規食育博士養成数 69人 ・食育に関する出前講座数 24件 ・地区組織育成支援回数 33回	B	全ての市民が食に関心をもち、健全な食生活を実践できるよう体験や情報提供の場への参加者を増やしたい。	食育事業の実施	・新規食育博士養成数 80人 ・食育に関する出前講座数 30件 ・地区組織育成支援回数 33回	62

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ポイント	
Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	9 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進	(2)	妊婦・出産等に関する健康支援	健康増進課	「性と生殖に関する健康・権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識啓発	新生児訪問に併せた家族計画指導	指導人数:197人	A	計画通り実施できた	新生児訪問に併せて家族計画指導を実施	指導人数:200人	63
				健康増進課	母性保護の重要性と正しい認識のための啓発	・マタニティマークの啓発 ・妊娠届出時の面接相談 ・マタニティスクールの開催	・妊娠届出時に説明 ・妊娠届出数:384件 ・マタニティスクール:10回 167人	A	計画通り実施できた	マタニティマークの周知/妊娠届出時の面接相談の実施/マタニティスクールの開催	妊娠届出時に説明 妊娠届出数:400人 マタニティスクール:12回	63
				健康増進課	妊娠・出産期と乳幼児期の母子保健体制の充実	・妊産婦、新生児、乳幼児期の家庭訪問・相談(電話・来所) ・幼児集団健診の実施 ・家庭訪問の実施	・家庭訪問延件数 518件 電話、来所相談 1012件 ・幼児集団健診(1歳6か月、3歳6か月) 32回 942人	A	計画通り実施できた	妊産婦、新生児、乳幼児期の家庭訪問・相談の実施/妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の実施/家庭訪問の実施/子育て世代包括支援センター・ココシエの設置	幼児集団健診(1歳6か月児、3歳6か月) 32回 950人	63
				健康増進課	不妊への支援	不妊治療費助成制度(一般・人工授精・特定・男性)の実施	申請件数一般不妊:60件 特定不妊:51件 人工授精:28件	A	計画通り実施できた	不妊治療費助成制度(一般・人工授精・特定)の実施	申請件数 一般不妊:60件 特定不妊:50件 人工授精:30件	63
				健康増進課	母子保健推進員による地域活動の支援強化	資質向上のための研修会開催	研修会:4回 参加延人数:144人	A	計画通り実施できた	資質向上のための研修会実施	研修会4回、延べ参加人数150人	63

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ポイント
Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	9 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進	(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	健康増進課	妊娠・出産・子育てへの社会的支援	<公費で実施> ・妊婦健康診査受診補助券の発行 ・乳児一般健康診査受診券の発行 ・乳幼児精密健康診査受診票の発行 ・定期予防接種の実施	・妊婦健康診査補助券発行申請数:421人 ・精密健康診査受診票発行数:90人(乳児14人 幼児76人) ・乳児一般健康診査受診券申請数:445人 ・定期予防接種 BCG:436人 2種混合:401人 4種混合:1,756人 不活化ポリオ:2人 MR:928人 日本脳炎:3,057人 子宮頸がん:34人 ヒブ:1,697人 小児用肺炎球菌:1,706人 水痘:860人 B型肝炎:1,309人	A	計画通り実施できた	妊産婦健康診査受診補助/乳児一般健康診査受診補助/乳幼児精密健康診査/予防接種	・妊婦健康診査補助券発行申請数:420人 ・精密健康診査受診票発行数:90人 ・乳児一般健康診査受診券申請数:440人 ・定期予防接種 BCG:430人 2種混合:400人 4種混合:1,750人 MR:920人 日本脳炎:3,000人 子宮頸がん:30人 ヒブ:1,700人 小児用肺炎球菌:1,700人 水痘:860人 B型肝炎:1,300人	64
			市民病院		・パパママ教室 マタニティクラス(毎月第1水) ベビークラス(アフターヨガ) (奇数月の第3水) ・マタニティヨガ(毎週金) ・助産師外来(毎週水) ・母乳相談(毎週火・金) ・2週間健診(毎週月・木)	・パパママ教室 マタニティクラス…185人 ベビークラス…59人 ・マタニティヨガ…237人 ・助産師外来…182人 ・母乳相談…224人 ・2週間健診…280人	B	妊娠・分娩・産褥期に求められる指導項目は多岐に渡り増加している。次世代に繋げるために、母と児、そしてその家族をサポートするための助産師の活躍が期待されるが、よりよい産褥期を送るために、現在指導内容を検討している。次年度は、集団指導を充実させる予定である。	パパママ教室/マタニティクラス/ベビークラス(アフターヨガ)/立会分娩個別指導/マタニティヨガ/母乳外来(母乳外来・助産師外来・2週間健診は朝から夕方まで終日開設)	継続	64
		(3) 適切な性教育の推進	学校教育課	学習指導の充実	・学校、家庭における性に関する学習機会の充実 ・理科、保健体育科の授業の充実 ・教職員の研究機会の充実 ・性同一性障害に関する研修機会の充実	・特設授業や性に関する授業参観日を開催	B	・授業への取組や、研修の充実が図られてきた。さらなる専門性を持った研修が期待される。	学習指導要領及び学校保健・安全計画に基づいた体育科・保健体育科での授業の実施/学校・家庭における性に関する学習機会の充実	充実	65

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ブック	
Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	9 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進	(4)	心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進	学校教育課	エイズ・薬物・飲酒・喫煙に対する学校教育				・薬物ダメ・絶対教室の実施など、各事業への参加が充実した。	全小・中学校での「薬物乱用ダメ。絶対。教室」の実施	充実	67
				健康増進課	市の自殺の現状やうつ病に関する正しい知識、相談機関の周知	職域での出前講座や健康づくり地域職域連携協議会にて市の自殺の現状報告等を実施	2回	A	計画通りに実施できた	市の自殺の現状やうつ病に関する正しい知識、相談機関の周知	出前講座：5回	67
				健康増進課	ホームページ、市広報、ラジオ、健康教育等で自殺予防週間、自殺対策強化月間の普及啓発	市広報、モニター広告、ラジオ等で自殺予防週間、自殺対策月間の普及啓発を実施	・市広報、ラジオ等での普及啓発：6回 ・公民館等でのポスター掲示：13か所	A	計画通りに実施できた	ホームページ、市広報、ラジオ、健康教育等で自殺予防週間、自殺対策強化月間の普及啓発	市広報、ラジオ等での普及啓発：6回	67
				健康増進課	「こころのサポーター(気づき・声かけ・つなぎ・見守りができる人材)」の養成	H29年度に養成したこころのサポーターを対象にこころのサポーター支援講座を実施	こころのサポーター支援講座：1回 10人	A	計画通りに実施できた	「こころのサポーター(気づき・声かけ・つなぎ・見守りができる人材)」の養成	こころのサポーター支援講座：2回 こころのサポーター養成講座：1回	67
				健康増進課	適切な飲酒量、休肝日の意義等を普及啓発する出前講座の実施	講話やリーフレットを配布	・講話：1回 35人 ・リーフレット配布：11人	C	飲酒に関する出前講座について周知が必要	適切な飲酒量、休肝日の意義等を普及啓発する出前講座の実施	出前講座：2回	67
				健康増進課	子ども市民教育推進事業で喫煙の害についての健康教育を実施	子ども市民教育推進事業で喫煙の害についての健康教育を実施	子ども市民教育推進事業での健康教育：3回 56人	A	計画通り実施できた	子ども市民教育推進事業で喫煙の害についての健康教育を実施	2回	67
				健康増進課	禁煙・分煙施設の増加推進及び10メートルルール周知	禁煙・分煙施設の増加推進及び10メートルルールの周知のためのアンケートの実施	SOS健康情報ステーション認知度72%、公共施設認知度95.5%	A	計画通り実施できた	禁煙・分煙施設の増加推進及び10メートルルールの周知	10メートルルール認知度の向上	67
				健康増進課	禁煙外来の周知	相談窓口の紹介	紹介件数0	B	相談窓口の周知が必要	世界禁煙デーイベントでの禁煙相談の実施	イベント1回開催	67

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	ブック
Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	10 みんなが安心して暮らせる社会づくり	(1) ひとり親家庭等に対する支援【※】	商工労働課	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法令の周知徹底(再掲 I-1-(1)、I-3-(1)(2))	関係法令の周知	国・県からの啓発資料の設置(庁内、出先機関、商工会議所)	A	今後も商工会議所等関係機関との連携強化、企業訪問強化により、一層の周知に努めていく必要がある。	関係法令の周知	継続	68
			商工労働課	就業・再就職対策の充実促進(再掲 I-1-(1)、I-3-(2))	地域就職相談室の利用促進、資格や技能取得に関する情報提供	・地域就職相談室、再就職支援窓口の開設 ・資格や技能取得情報の提供	B	地域職業相談室の利用促進を図るとともに、資格や技能取得に関する情報提供に努める必要がある。	地域就職相談室の利用促進、資格や技能取得に関する情報提供	継続	68
			子育て支援課	ひとり親家庭に対する自立支援	支援を必要とする方に対して適切な支援を行う	11人支給	A	支援を必要とする方に適切に支給することができた。	母子家庭高等技能訓練促進費等給付金の支給	給付金を必要とする人に適切に支給する	68
		(2) の高齢者が活躍できる地域社会	高齢福祉課	高齢者の社会参画の促進	関係機関とともにグループ間での情報提供等につとめるなど、楽しく安全に集える場となるよう関係機関と協議し進めていく。	・市老人クラブ連合会 1連合会 ・老人クラブ助成 41クラブ ・老人クラブスポーツ行事 4回 ・老人福祉作業所 4か所	B	行事(スポーツ大会等)を開催することができた。しかし、参加者が減少している。福祉作業所の作品を展示会へ出すなど意欲的な取り組みがみられる。	高齢者の地域、ボランティア活動への参加促進事業の実施/高齢者の活動拠点の確保・生きがいづくり推進事業の実施/老人福祉作業所維持整備事業の実施	継続	69
			商工労働課	シルバー人材センター事業への支援	運営補助実施(補助金交付)	運営補助実施(補助金交付) 8,641,000円	A	シルバー人材センターへの支援を実施(補助金交付)	運営補助実施(補助金交付)	継続	69

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	プランニング
Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	10 みんなが安心して暮らせる社会づくり	(3) 高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備	高齢福祉課	高齢者福祉計画の推進	平成29年度に第7期山陽小野田市高齢者福祉計画を策定しており、平成30年度は計画の実施に向けて取組んでいく。	高齢者保健福祉推進会議の開催 1回	B	計画の初年度における主要な評価指標の達成状況を示し、今後の取組方針などについて意見聴取を行うことで進捗管理を行った。	計画の達成状況の点検、分析、評価	継続	70
			高齢福祉課	在宅保健福祉サービスの充実	住み慣れた地域で自分らしく自立した生活が続けられるよう支援するとともに、介護予防の必要性の普及啓発に努める。	・介護予防支援 延べ3910件 ・介護予防ケアマネジメント 延べ 3661件	A	今後の自立支援・介護予防に重点を置いたケアマネジメントを実施する必要がある。	在宅医療・介護連携推進事業の実施	継続	70
			高齢福祉課	介護保険制度の円滑な運営	高齢化に伴い認定者数・サービス利用者数ともに徐々に増加していくと思われるため、今後も介護負担軽減のための取組が必要と思われる。	・要介護(要支援)認定者数 3,857人 ・居宅サービス利用者数 2,181人 ・施設サービス利用者数 523人 ・地域密着型サービス利用者数 745人	B	高齢化に伴いサービス利用者は増加することが想定されるため、給付の適正化を図り保険制度を維持していく必要がある。	介護給付・介護サービス適正化事業の実施	継続	70
			社会福祉課	民間福祉団体の育成強化	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを中心に、育成・活動	ボランティア登録者数 62団体 個人36名 5,198名	B	ボランティア活動に対し、支援を行っている。登録団体は減少しているが、登録者数は増加している。	社会福祉協議会に登録されている福祉活動ボランティア団体の育成・活動	継続	70
			高齢福祉課	地域ネットワークづくりの促進	広報・ホームページ・高齢者保健福祉実態調査等を通じて、設置数の増加に努める。	・緊急通報システム設置数 329台	A	広報・ホームページ・高齢者保健福祉実態調査等を通じて、情報提供し、設置台数が1割程度上昇した。	高齢者緊急時見守り事業の実施	継続	70
			社会福祉課		社会福祉協議会と民生児童委員協議会の協働により「ふれあいネットワークづくり運動」を実施	ネットワークづくりを実施する民生委員 54名 ネットワーク対象者 236名	A	民生委員を通じて、地域の見守りネットワークづくりに取り組むことができている。	社会福祉協議会と民生児童委員協議会の協働による「ふれあいネットワークづくり運動」を実施	継続	71

基本目標	重点項目	施策	担当課	施策内容	H30具体的取組	H30事業実績(回数・人数等)	担当課評価	評価コメント	R1具体的取組	R1目標値	プラン	
Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	10	(4)	社障がいの有る無のよって共生	障害福祉課	障がい者計画の推進	障がい福祉計画検討委員会を開催し、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗管理を行う。	障がい福祉計画検討委員会の開催1回	A	障害福祉計画検討委員会を開催し、障がい(児)福祉計画の成果目標及び障がい福祉サービス等の進捗管理を行った。	計画の達成状況の点検、分析、評価	障がい福祉計画検討委員会の開催1回	72
				学校教育課	学習指導の充実(再掲Ⅱ-7-(1))	<ul style="list-style-type: none"> 教科指導の充実と年間指導計画の明確化と充実 授業研究の実施 道徳、学級活動における特設・参観授業の実施 人権教育啓発に係る作品募集(標語、詩、ポスター) 	<ul style="list-style-type: none"> 県指針及び推進資料に改定に伴う見直しを全校実施 全校実施 人権教育啓発に係る作品募集336作品 	B	<ul style="list-style-type: none"> 各校における取組は、チーム学校としてよく機能している。 応募作品の質も向上し、児童福祉週間標語で、本市中学生の作品が最優秀賞を受賞した。 	教育指導の充実と年間指導計画の明確化/道徳、学級活動における特設・参観授業の実施/人権教育啓発に係る作品募集(標語、詩、ポスター)	充実	73
	学校教育課	相談体制の充実(再掲Ⅲ-8-(2))	<ul style="list-style-type: none"> 各校への教育相談室の整備・拡充 スクールカウンセラーの配置(県の措置) 市いじめ問題等対策推進体制整備事業によるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの緊急派遣の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 全学校設置 全小・中学校配置 緊急派遣要請にすべて対応実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> 全ての項目において、実施することができ、課題について対応することができた。 	各校への教育相談室の整備・拡充/スクールカウンセラーの配置/派遣要請に応じたスクールソーシャルワーカーの派遣	充実	73			
	学校教育課	関係部署、関係機関等との連携強化(一部再掲Ⅲ-8-(4))	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校生徒指導担当者会議及び研修会の実施 学校警察連絡協議会の開催 スクールカウンセラーの配置(県の措置) 	<ul style="list-style-type: none"> 年間4回実施 年間3回実施 全小・中学校配置 	A	<ul style="list-style-type: none"> 全ての項目において、実施することができ、課題について対応することができた。 	小・中学校生徒指導担当者会議の実施/学校警察連絡協議会の実施/いじめ問題対策協議会の実施/通学路安全推進会議と関係機関合同点検の実施	充実	73			
	子育て支援課		子育て支援ネットワーク協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 代表者会議 1回 実務担当者会議 6回 ケース会議 随時 障がい児ケア会議 2回 	A	<ul style="list-style-type: none"> 予定とおりの協議会を開催した。ケース会議についても、必要な時期に適切に実施した。 	要保護児童対策地域協議会「子育て支援ネットワーク協議会」を中心とした児童虐待や発達障がい児対策等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 代表者会議 1回 実務担当者会議 6回 ケース会議 随時 障がい児ケア会議 2回 	73			

【※】は女性活躍推進法に基づく市町村推進計画